

各担当者の配置条件について

1. 各担当者の配置条件

各業務の遂行に必要となる金融・財務・税務・法務・技術等の専門知識を有する担当者等を適切に配置すること。

なお、本条件は最低限の配置条件であり、必要に応じて適切な担当者等の配置を追加提案すること。

(1) 配置すべき担当者等の種類

総括責任者、業務主任者【総括】及び(2)に示す専門分野ごとの業務主任者を各1名配置すること。また、(2)に示す専門分野ごとに、担当者を1名以上配置すること。

①総括責任者

本業務全体を総括する責任者であり、契約書（案）における業務責任者をいう。

②業務主任者【総括】

IR 制度設計の内容や IR 特有の課題・考慮事項等を踏まえ、各専門分野の業務を統括的に管理・調整するとともに、本業務全体の企画推進、進行管理及び品質管理を行う者であり、発注者との定例的な打合せに毎回出席する者をいう。

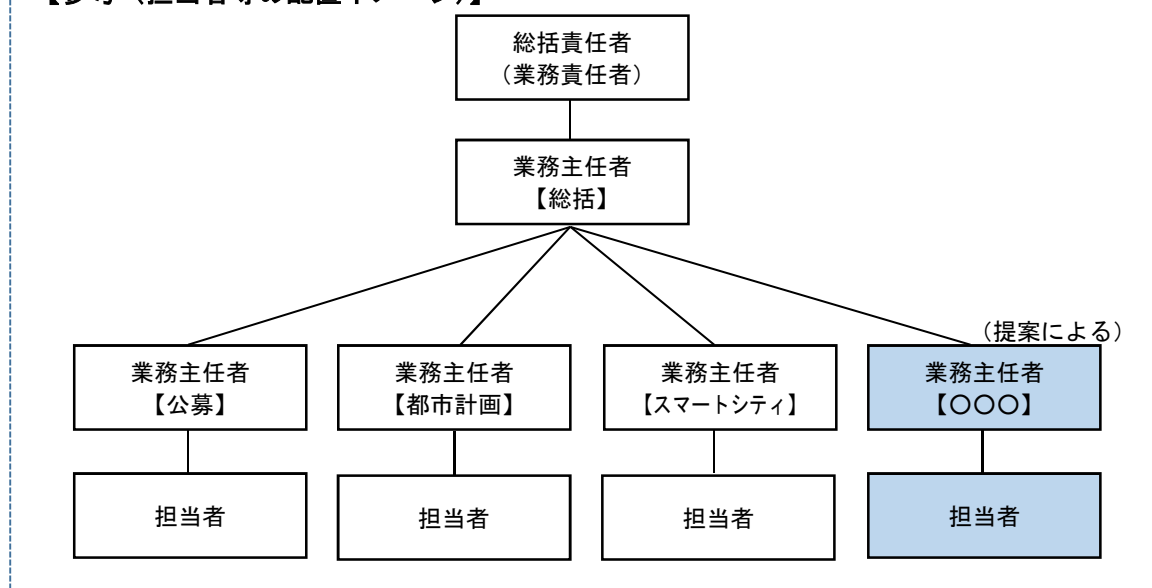
③業務主任者【各専門分野】

総括責任者及び業務主任者【総括】の下で、担当専門分野の業務について企画推進し、担当専門分野について発注者との定例的な打合せに毎回出席する者をいう。

④担当者

業務主任者【各専門分野】の下で、調査・検討・資料作成作業等について業務主任者を支援又は補助する者をいう。

【参考（担当者等の配置イメージ）】



(2) 個別に業務主任者を配置する専門分野

専門分野	主に担当する業務内容（別紙①「業務項目」）
公募	7 公募プロセス等の検討 11 市場調査・RFC 等の実施支援 12 実施指針の作成・公表支援 13 RFP 実施支援
都市計画	4 (2) 開発基本計画の検討・作成 4 (3) 都市計画等の検討
スマートシティ	4 (5) 新たな国際観光拠点形成に向けた都市機能・まちづくり方針のあり方等の検討

(3) その他

- ア 本業務に必要となる公認会計士及び弁護士の有資格専門家を、担当者等として各1名以上配置できること。
- イ 必要に応じて税理士及び不動産鑑定士からの助言を受けられるよう、有資格専門家からの協力体制を構築すること。

2. 担当者等の資格・実績要件

(1) 総括責任者

以下いずれかの実績を有すること。

- ①平成19年度以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注したIR（統合型リゾート）事業に関する調査・検討等業務について、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。
- ②平成19年度以降、PFI法第5条の規定に基づき実施方針が公表された事業のアドバイザー業務若しくは、これと同種又は類似業務について、業務全体の企画推進者として業務内容の最重要部分を担い、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。

(2) 業務主任者【総括】

以下いずれかの実績を有すること。

- ①平成19年度以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注したIR（統合型リゾート）事業に関する調査・検討等業務について、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。
- ②平成19年度以降、PFI法第5条の規定に基づき実施方針が公表された事業のアドバイザー業務若しくは、これと同種又は類似業務について、業務全体の企画推進者として業務内容の最重要部分を担い、総括責任者又は業務主任者としての立場で履行した実績を有すること。

(3) 業務主任者【公募】

平成19年度以降、PFI法第5条の規定に基づき実施方針が公表された事業のアドバイザー業務若しくは、これと同種又は類似業務の履行実績を有すること。

(4) 業務主任者【都市計画】

以下のいずれかの資格を有するとともに、平成19年度以降、国又は地方公共団体等が発注した都市計画マスタープラン、まちづくり計画又は土地利用方針等の策定・改定業務若しくは、これと同種又は類似業務の履行実績を有すること。

- ア 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）
- イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ウ R C C M（都市計画及び地方計画部門）
- エ 上記ア～ウと同等とみなすことのできる能力及び経験

(5) 業務主任者【スマートシティ】

資格・実績要件は設定しないが、平成19年度以降、国又は地方公共団体等が発注した以下の業務と同種又は類似業務の実績を有している場合は評価する。（様式8に記載すること。）

- ア まちづくりに関するICT・IoTプラットフォームの検討・構築支援
- イ ICT・IoTを活用したまちづくり手法等の検討
- ウ ICT・IoTを活用したまちづくり戦略等の策定

(6) その他

- ア 業務主任者又は担当者のいずれかに、国際的な投資案件に関して事業戦略又はファイナンス分野に関するコンサルティング業務の経験を有する者を1名以上配置すること。（様式8に記載すること。）
- イ 業務主任者又は担当者いずれかに、クロスボーダー取引に関して英文での契約書作成の実務経験を有する者を1名以上配置すること。（様式8に記載すること。）
- ウ 業務主任者又は担当者のいずれかに、平成19年度以降、国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体等が発注した IR（統合型リゾート）事業に関する調査・検討等業務について履行実績を有する者を1名以上配置すること。（様式8に記載すること。）

3. 配置担当者の雇用関係

- (1) 総括責任者、業務主任者【総括】及び業務主任者【公募】は、応募書類の提出日において応募者と直接的な雇用関係（※1）にあること。
- (2) 上記(1)以外の担当者等については、協力会社等（※2）の者とすることができる。

※1 直接的な雇用関係とは、担当者等とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。

※2 協力会社等とは、契約書(案)第4条第1項による業務の一部を委任又は請け負う者をいう。